

二十 保険業法（平成七年法律第百五号）（第百一十二条改正）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（特定保険会社の特定分野保険事業に係る特例）</p> <p>第二百一十一条 内閣総理大臣は、当分の間、新法第三条第一項の免許（同条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業を含む場合に限る。次項において同じ。）の申請があつた場合においては、当該免許に、特定保険会社（保険会社（旧法の免許を受けた保険会社を含む。）又は外国保険会社等（旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等を含む。））でその経営が同条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業に依存している程度が比較的大きいものをいう。以下この条において同じ。）の特定分野保険事業（新法第三条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業をいう。以下この条において同じ。）に係る経営環境に急激な変化をもたらすし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることのないよう、新法第五条第二項の規定により必要な条件を付することができる。</p> <p>2 内閣総理大臣は、当分の間、保険会社が新法第百六条第一項の認可を受けて他の保険会社の株式を取得し、又は所有する場合（生命保険会社が損害保険会社の株式を取得し、若しくは所有する場合又は損害保険会社が生命保険会社の株式を取得し、若しくは所有する場合に限る。）に</p>	<p>附則</p> <p>（特定保険会社の特定分野保険事業に係る特例）</p> <p>第二百一十一条 内閣総理大臣は、当分の間、新法第三条第一項の免許（同条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業を含む場合に限る。）の申請があつた場合においては、当該免許に、特定保険会社（保険会社（旧法の免許を受けた保険会社を含む。）又は外国保険会社等（旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等を含む。））でその経営が同条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業に依存している程度が比較的大きいものをいう。以下この条において同じ。）の特定分野保険事業（同条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業をいう。以下この条において同じ。）に係る経営環境に急激な変化をもたらすし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることのないよう、新法第五条第二項の規定により必要な条件を付することができる。</p>

3 | 略 ()
においては、当該他の保険会社が受けている新法第三条第一項の免許（当該他の保険会社が旧法の免許を受けた保険会社である場合には、その者が附則第三条第一項の規定により受けたものとみなされる新法第三条第一項の免許を含む。）に、特定保険会社の特定分野保険事業に係る経営環境に急激な変化をもたらし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることのないよう、必要な条件を付することができる。

2 | 同上 ()